

問Ⅴ - 4 - ②（遊休財産額）

公益目的保有財産や特定費用準備資金など法令上の各種財産、資金概念の意味や相互の関係、遊休財産額との関連をわかりやすく教えてください。

答

- 1 公益法人認定法では、法人が公益に使うべき財産を①**公益目的事業財産**として定めていますが、これは法人が公益目的事業のために受け取った寄附金、補助金、事業収入等の全ての財産が含まれます。そこから公益目的事業の実施のために使った財産を差し引いた残りが⑤**公益目的取得財産残額**であり、引き続き公益に充てるべき財産となります。この公益目的取得財産残額は、資金として保有すると④**公益目的増減差額**であり、固定資産として保有すれば②**公益目的保有財産**となります。更に公益目的保有財産のうち、事業に不可欠特定のものがあれば一定の手続きを経て③**不可欠特定財産**となります。

一方で、公益法人認定法における⑥**遊休財産額**とは、公益目的事業に限らず、公益目的事業以外のその他の必要な活動に使うことが具体的に定まっていな
ない財産を指します。具体的な計算方法は、法人の財産の中で目的、用途が具体的に定まっている財産を⑦**控除対象財産**とし、法人の純資産からこの控除対象財産を差し引いた金額となります。

この⑦**控除対象財産**に分類される財産は、遊休財産額には含まれませんが、まず、②**公益目的保有財産**は控除対象財産です。また、公益目的に限らず、特定の事業の実施又は特定の資産の取得、改良に充てるために、一定の要件を充たしつつ積み立てる資金を、それぞれ⑧**特定費用準備資金**、⑨**資産取得資金**として定めていますが、これらも控除対象財産です。

なお、遊休財産額は一年分の公益目的事業費相当額を保有の上限としていますが、その考え方は、仮に法人の収入源が途絶えた場合においても一年程度は公益目的事業が実施できるよう、特段の用途の定めがない財産を保有することを認めたものです（問Ⅴ - 4 - ①参照）。

- 2 これらの公益法人認定法で定める各種の財産、資産概念について、それぞれ説明すると次のとおりです。

- ① 公益目的事業財産（公益法人認定法第 18 条、公益法人認定法施行規則第 26 条、ガイドラインⅠ-17.）

公益目的事業に関して得た寄附金、補助金、対価収入等の財産で、公益目的事業のために使用、処分しなければなりません。特定の目的、用途が定まっていなければ⑥**遊休財産額**となる可能性があります。

- ② 公益目的保有財産（公益法人認定法第 18 条第 5 号から第 7 号まで、公益法人認定法施行規則第 26 条第 6 号及び第 7 号、ガイドライン I-8. (1)）
- ①公益目的事業財産の一部であり、次の固定資産が該当します。
- ・ ①公益目的事業財産を支出することで得た財産
 - ・ ③不可欠特定財産
 - ・ 法人自ら公益目的に使用すると定めた財産
- 貸借対照表等では固定資産に区分して表示され、対象資産が金融資産の場合には基本財産又は特定資産として表示します。また、継続して公益目的事業のために使用しなければなりません。
- ③ 不可欠特定財産（公益法人認定法第 5 条第 16 号及び第 18 条第 6 号、ガイドライン I-15.）
- ②公益目的保有財産の一部で、公益目的事業を行うための不可欠で特定の財産に限られます。貸借対照表上では基本財産として表示しますが、通常の土地、建物のように買換え可能なものや金融資産は該当しません。なお、認定前に取得した不可欠特定財産は、取消し時の⑤公益目的取得財産残額から除かれます。
- 不可欠特定財産は、定款にその旨、維持及び処分の制限を定めることが認定基準となっています。
- ④ 公益目的増減差額（公益法人認定法施行規則第 48 条第 3 項）
- 公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、当該事業年度中に増加した①公益目的事業財産から当該年度の公益目的事業費等を差し引いた額が、前事業年度末からの公益目的増減差額の変動額になります。
- ⑤ 公益目的取得財産残額（公益法人認定法第 30 条、公益法人認定法施行規則第 48 条）
- 毎事業年度末における①公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消し時には残高に相当する金額を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。④公益目的増減差額と②公益目的保有財産の合計額で、毎事業年度末、計算し、行政庁に報告します。
- ⑥ 遊休財産額（公益法人認定法第 5 条第 9 号及び第 16 条、公益法人認定法施行規則第 20 条から第 22 条まで、ガイドライン I-8.）
- 遊休財産額の算出方法としては、その法人の純資産額（総資産－総負債）から⑦控除対象財産（対応する負債の額を除く）を引いた残額を遊休財産額

としていますが(公益法人認定法施行規則第 22 条)、実質的には、特定の目的、用途を持たずに保有している財産がこれに該当します。1 年分の事業費相当額まで保有することができます。

⑦ 控除対象財産 (公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項、ガイドライン I-8.)

法人の資産のうち、⑥遊休財産額から除かれる一定の用途を持った財産で、以下のものが列挙されています。なお、引当資産は見合いの引当金とともに、遊休財産額の計算過程において控除されるため、遊休財産額には含まれません。

- ・ ②公益目的保有財産
- ・ 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
- ・ ⑧特定費用準備資金
- ・ ⑨資産取得資金
- ・ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されているもの及び定めた用途に充てるために保有している資金

⑧ 特定費用準備資金 (公益法人認定法施行規則第 18 条、ガイドライン I-7. (5))

将来の特定の事業費、管理費に充てるため、法人の任意で積み立てる資金で、貸借対照表上の特定資産として計上します。資金の目的となる事業の種類は問いませんが、一定の要件を充たすとともに事業毎に積み立てる必要があります (公益法人認定法施行規則第 18 条第 3 項、問 V-3-④参照)。

特定費用準備資金は次の各認定基準等と関係があります。

- ・ 収支相償 ((公益法人認定法第 5 条第 6 号及び第 14 条、ガイドライン I-5、問 V-2-④参照)

公益目的事業に係る特定費用準備資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算します。収益事業等の利益の 50%を公益目的事業財産に繰入れる場合には、目的に沿った積立ては必要ですが、積立て期間内に計画的に積み立てる計算までは必要ありません。

- ・ 公益目的事業比率 (公益法人認定法第 5 条第 8 号及び第 15 条)
特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用とみなして事業等の区分に応じてそれぞれの経常費用に加算します。
- ・ 遊休財産 (公益法人認定法第 5 条第 9 号及び第 16 条、公益法人認定

法施行規則第 21 条第 3 号及び第 22 条第 3 項第 4 号)

公益目的事業に係る特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用とみなし、遊休財産額の上限額である一年分の公益目的事業費相当額に加算します。

⑨ 資産取得資金（公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号）

特定の財産の取得又は改良に充てるため、法人の任意で積み立てる資金で、貸借対照表上の特定資産として計上します。資金の目的となる財産が供される事業の種類は問いませんが、特定費用準備資金と同様の要件を充たすとともに、同一の財産を公益目的事業及び収益事業等で共同して用いる場合には、事業区分別に積み立てる必要があります（公益法人認定法施行規則第 22 条第 4 項）。

資産取得資金は、次の各認定基準等と関係があります。

- ・ 収支相償（公益法人認定法第 5 条第 6 号及び第 14 条、ガイドライン I-5.）

公益目的事業に係る資産取得資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算します。収益事業等の利益の 50% を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、目的に沿った積立ては必要ですが、積立て期間内に計画的に積み立てる計算までは必要ありません。

法人の財産と控除対象財産の関係

財産目録の例(抜粋)

この表は法人の財産の一部を整理したものであり、全ての財産を示しているものではありません。

貸借対照表科目(財産の科目)		財産の使用・保有目的	控除対象財産 (丸付き数字は規則22.3該当号)
(流動資産)	現金預金	特に使用の定めがないもの	-
(固定資産) 基本財産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
		公益目的事業を支える収益事業等財産	②収益事業・管理活動財産
	〇〇基金(預金・有価証券等)	公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
	美術品コレクション	管理費に果実を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
特定資産	土地・建物等	美術館展示に不可欠な特定の財産	①公益目的保有財産 (不可欠特定財産)
		公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
	預金・有価証券等	管理費に収益を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
	修繕積立資産 (資産取得資金)	寄附を受けた財産で寄附者の定めた用途に従っているもの	⑤寄附等によって受け入れた財産で寄附した者の定めた用途で使用されている財産
	〇〇事業実施積立資産 (特定費用準備資金)	公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
その他固定資産	土地 建物 構築物	管理費に果実を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
		公益に使う建物の大規模修繕のために積み立てているもの	③資産取得資金
		公益目的事業拡充に備え積み立てているもの	④特定費用準備資金
		公益目的事業を支える収益事業等財産	②収益事業・管理活動財産
		その他	-

一般社団・財団法人法:
財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めたものの維持義務と処分制限あり

公益法人会計基準:
定款において基本財産と定められた資産

公益法人会計基準:
特定の目的のために用途等に制約を課した資産

※①②⑤の財産でも継続して事業の用に供していない場合等には、控除対象財産に該当しません。